

「学校と教師の業務の3分類」における播磨町教育委員会の対応

※公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針より

学校以外が担うべき業務		服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置※	主な対応状況・及び計画期間（R8～R11）における取組（服務監督教育委員会として）
①	登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	教育委員会が中心となり、①保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制を構築すること。なお、②学校の日課表等において定める児童生徒が登校すべき時間は教育職員の所定の勤務の開始時間より後にするものとする。また、③教育職員の勤務時間より前又は児童生徒の下校時刻より後の時間帯に、学校施設において児童生徒を預かる活動を行う必要がある場合には、地方公共団体は、保護者又は地域住民その他の関係者の参加を得て、学校以外が管理を行う体制を構築すること。	①町内19か所への交通指導員の配置の継続と、地域から理解協力を得られるよう民生委員児童委員の方々と学校運営協議会、自治会等との連携による活用促進を継続実施。 ③指定管理者による放課後児童クラブや、教育委員会が実施する放課後子ども教室の安定的な運営の継続。
②	放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	①放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制に委ねるとともに、②児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこと。	①補導委員会等の夜間の警備体制を充実するとともに、家庭や地域から理解協力を得られるよう、PTAや学校運営協議会等の活用促進を継続実施。 ②教育委員会（こども支援センター）と関係機関、福祉機関との連携の継続。 ①・②共同メッセージを発信。②留守番電話設置済
③	学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	地方公共団体又は服務監督教育委員会は、①学校徴収金の種目ごとに地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れること（以下「公会計化」という。）が適切かどうかを検討した上で、学校給食費その他の公会計化が適切な学校徴収金の公会計化を行い、その徴収及び管理を行うこと。また、②直ちに公会計化を行うことが困難であり、又は適切でない学校徴収金については、当該学校徴収金の目的である物品又はサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入するなどの方法によるものとする。	①学校給食費の公会計化を実施済（令和5年度～）。 その他の徴収金については、国や県、他市町の動向について情報収集し、公会計化導入にあたっての課題等を引き続き研究。
④	地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	①地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、②児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。②この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、副校長又は教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。	①地域からの理解協力が得られるよう学校運営協議会等の活用促進を実施。令和6年度より、地域コーディネーターを4名配置し、学校の要望に対して地域や関係団体との調整を担っている。 ②校務分掌上の渉外業務として、適切な役割分担を行うよう校長会にて周知。そして、担当教員と地域コーディネーターとの定期的な協議会を実施。
⑤	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	①服務監督教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設置や、②学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情及び要求等に対応できる体制を構築すること。	①外部からのハラスメントへの対応を含めた播磨町教育委員会ハラスメント防止指針を策定済。また、学校からの報告に応じて、こども支援センターの担当職員が窓口となり対応。 ②兵庫県教育委員会播磨東教育事務所の設置された学校問題サポートチームの活用。学校問題解決のための弁護士法律相談事業の活用。また、播磨町独自で連携する弁護士と定期的に相談できる体制を構築。

「学校と教師の業務の3分類」における播磨町教育委員会の対応

※公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針より

教師以外が積極的に参画すべき業務		服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置※	主な対応状況・及び計画期間（R8～R11）における取組（服務監督教育委員会として）
⑥	調査・統計等への回答	教育委員会においては、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒への周知を依頼するために学校に送付される文書等（第4章において「学校調査等」という。）の①量の縮減に努め、②回答が必要なものについては、 <u>デジタル技術の活用による負担軽減を図りつつ、③教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答するものとする</u> こと。	①学校等を対象に実施する調査の内容をの見直しを推進するとともに、調査数等について把握・精選を継続実施。また、回答が困難な調査については、教育委員会の担当職員で事前に回答を調整。 ②デジタル技術を活用した調査を、必要性に考慮しながら、継続実施。 ③共同学校事務協議会において、事務職員の関与について調査・研究を進める。
⑦	学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	当該学校において行う場合は、①事務職員等が積極的に参画しつつ、②必要に応じて民間事業者等への委託も検討すること。	①共同学校事務協議会において、事務職員の関与について調査・研究を進める。 ②令和6年度に学校ホームページの作成を外部委託し、操作性の簡易なものに更新した。大幅な更新が必要な時には再度外部委託する。
⑧	ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	教育委員会と連携を図りながら事務職員及び情報通信技術支援員が中心となって行いしつつ、地域の実情に応じ、民間事業者等への委託も積極的に検討すること。	ICT支援員の配置を継続し、各学校からのICT関連の問い合わせ対応や運営支援等の充実を図る。また、教育委員会に専門職員を配置し、日常的な保守・管理およびトラブル時のサポートにあたる。さらに、児童生徒のタブレット端末に係る保守や修繕等のサポートは民間事業者へ委託する。
⑨	学校プールや体育館等の施設・設備の管理	教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものし、その管理業務については、地方公共団体の関係部局とも連携しながら、①民間事業者への委託等のほか、特に学校プールや体育館等を地方住民等に開放する場合には、 <u>指定管理制度の活用その他の方法を積極的に検討すること</u> 。 また、②学校職員が学校プールの管理を行う場合には、例えば、自動で給水を止めるためのシステムの導入等により、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備することを積極的に検討すること。	①水泳指導については、民間事業者への委託に向けた研究を進める。令和8年度は町内の1校で先行実施する。 ②あわせて現存のプールの管理における環境整備についても研究を進める。
⑩	校舎の開錠・施錠	機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等により、副校長又は教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備すること。	全校に機械警備の設備を導入しており、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備済。
⑪	児童生徒の休み時間における安全への配慮	休み時間の時間帯に特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、①地域住民等の支援を得つつ、②学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。	①共同メッセージを発信するとともに、地域からの理解協力が得られるよう学校運営協議会等の活用促進を継続実施。 ②スクールサポートスタッフや学校生活サポーター、学生ボランティア等の配置を継続。
⑫	校内清掃	学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、①地域住民等の支援を得つつ、②校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。	①共同メッセージを発信するとともに、地域からの理解と協力が得られるよう学校運営協議会等の活用促進を継続実施。 ②学校における清掃活動のあり方の見直し。 ③スクールサポートスタッフや用務員の配置を継続。
⑬	部活動	スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進するとともに、休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。	中学校部活動における休日の活動は、令和7年度に地域クラブへ完全移行済み。令和10年度には平日の活動の完全移行をめざし、部活動は地域クラブ活動として地域展開する。

「学校と教師の業務の3分類」における播磨町教育委員会の対応

※公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針より

教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務	服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置※	主な対応状況・及び計画期間（R8～R11）における取組（服務監督教育委員会として）
⑭ 給食の時間における対応	①給食時に特別活動として行う食に関する指導については、 <u>栄養教諭又は学級担任等が実施し、②給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施すること。その際、地域の実情に応じて支援スタッフ等を活用することで、負担軽減を促進すること。</u>	①国の標準職務例通知（※）等の周知を継続実施。 ※栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知） 学級担任以外の教職員も給食指導に関わる等、学級担任の負担を軽減する体制のあり方の研究を進める。 ②スクールサポートスタッフや学校生活サポーター、学生ボランティア等の配置支援を継続実施。
⑮ 授業準備	教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については①教員業務支援員等の支援スタッフを中心となって行うとともに、②授業準備におけるデジタル技術の活用を促進すること。	①スクールサポートスタッフや学校生活サポーターの配置支援を継続。また、授業におけるデジタル技術の活用促進のため、ICT支援員の配置や、授業で活用できるデジタルソフトの導入を継続する。 ②町教委主催のスキルアップ研修により、授業におけるデジタル技術活用の好事例や、効果的な機能等の情報共有を図る。
⑯ 学習評価や成績処理	採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については①教員業務支援員等の支援スタッフを中心となって行うとともに、②授業準備におけるデジタル技術の活用を促進すること。	①スクールサポートスタッフの配置支援を継続。 ②デジタルドリルの導入を継続するとともに、教師の業務負担軽減につながる支援の拡充について研究を進める。
⑰ 学校行事の準備・運営	修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、①教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、②必要に応じ、業務委託その他の方法も検討すること。	①自然学校の指導補助員等に係る経費の補助を継続実施。また、担当教職員の負担軽減につながる体制整備の研究を進める。 ②民間事業者に委託できること、教職員でなければならないことを精査し、教員の業務負担軽減策をさらに研究する。
⑱ 進路指導の準備	生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、①教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフや、②地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進すること。	②ハローワークや播磨町商工会との連携促進。 令和7年度よりキャリア教育として、ハローワークと商工会と連携した職業体験を中学生を対象に実施。
⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応	児童生徒の課題の状況に応じ、①養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師との協働を促進すること。 ②特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター支援員等による効果的に支援を促進すること。 また、③地方公共団体等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促すこと。	下記のとおり、児童生徒の課題状況に応じた対応のための人材の確保と環境整備 ①に関して ・支援を要する児童生徒に対応するための特別支援指導補助員の適切な配置と確保。 ・県スクールカウンセラー配置事業により、町内3名のスクールカウンセラーの配置継続を要望していく。町教委に1名のスクールカウンセラーの配置を継続。 ・県の補助を受け、両中学校区に1名ずつスクールソーシャルワーカーを配置し、教員との連携・福祉等関係機関との連携調整等協働体制の充実。 ・県子ども多文化共生サポーター派遣事業により、町内1名の多文化共生サポーターの配置を要望。日本語指導が必要な外国にルーツを持つ児童生徒に対して町内に3名の町多文化共生サポーターの配置を継続。 ・県の補助を受け、医療的ケアが必要な児童生徒に対して看護職員配置の継続。 ②に関して ・県の補助を受け、令和6年度より全小中学校に校内サポートルームを設置し、全小中学校に不登校対策支援員を配置継続。 ・教育支援センター（ふれあいルーム）のスタッフ（メンタルフレンド）2名を継続配置。令和8年度からは3名を要望。 ③に関して ・日常的な福祉部局との連携強化。 ・人材確保、環境整備のための予算確保に向けた財政部局との連携。